

第7回徳島県いじめ問題調査委員会議事録

- 1 日 時 令和元年11月22日（金） 13：30～15：00
- 2 会 場 県庁11階 審問室
- 3 出席者 委員 県
- | | | |
|-----------------|-------|------------|
| 岡崎 啓子（敬称略、以下同じ） | 田中 稔 | 監察局長 |
| 上地 大三郎 | 佐々木李裕 | 監察局次長 |
| 住谷 さつき | 安西 政和 | 人権教育課 |
| 中岡 泰子 | | いじめ問題等対策室長 |
| 山下 一夫 | 原田 英治 | 総務課係長 ほか |

（会議次第）

- 1 開 会
- 2 議 事
 - （1）平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果及びいじめ防止・解決に向けた取組について
 - （2）国の動きについて
 - （3）他県の事例紹介
 - （4）意見交換
- 3 閉 会

（事務局）

それでは、ただ今から、第7回徳島県いじめ問題調査委員会を開会いたします。
はじめに、田中監察局長より御挨拶を申し上げます。

～開会挨拶～

それでは、これより議事に入ります。
これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

（山下会長）

それでは、議事（1）「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果及びいじめ防止・解決に向けた取組」について、県教育委員会人権教育課いじめ問題等対策室から説明を頂きます。

（事務局）

～資料1の説明～

（B委員）

徳島県のいじめ認知件数で、中学校が減少傾向にあり、全国と異なる傾向のため、どういう要因なのか分析をしていけば教えてほしい。

（事務局）

平成30年度については、小学校が約200件増加し、中高特別支援学校については、

若干減少しているが、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、本県はいち早く文部科学省の職員を招いて行政説明を行い、いじめについて徹底した認知を進めていくということで、年々急速に増加してきたが、ここに来て少し頭打ちとなっている状況であるかと思う。

細かい分析は十分ではないが、学校によっては増加しているところもあり、減少している学校もある状況となっている。

（B委員）

続いて資料1の1ページ下方に、いじめの発見のきっかけとして「アンケート調査」というのは、定期的にやっているのか。

（事務局）

県教育委員会としては、各学校に学期に1回を目安にアンケート調査をして欲しいということでお願いしており、各学校でいじめ防止基本方針を定めており、そこにも1学期に1回、2学期、3学期にも各1回ということでやっている。

ただ、アンケート調査だけを学期に1回やっているのではなく、例えばアンケート調査は年に1回だけだが、他の学期には一人ひとり詳しい聞き取り調査を行ったりしている学校もある。そうしたことも含めて、学期に1回は最低やって欲しいということで、各学校を指導しているところ。

（B委員）

アンケート調査は記名式、無記名どちらで行うのか。

（事務局）

学校の判断にまかせているが、記名式が増加してきているかと思う。記名式の場合は、書きにくいところもある。無記名の方が書きやすいが、ただ、記名式でないと、後から聞くということが出来ないので、それぞれに長所短所があると思っている。

（B委員）

今の話と関連するが、「アンケートの調査など学校の取組により発見した」が42.3%で最も多く、「本人からの訴え」が20.3%と「児童生徒からの情報」が3.7%とあり、普通に考えたら、被害を受けている人からの訴えが本当は一番多くないといけないと思う。

ところが、この数値を見ると、被害を受けていても訴えにくいのではないか。

その原因を確認したい。

つまり、訴えてもきちんと対応してくれないのではないかとか、訴えたら被害がひどくなるんじゃないかとか、そういうことで訴えを躊躇しているといけない。

アンケートで記名式であれば言いづらい、それと同じ構造のような気がする。

この数値を見て、少し気になったので、なぜ本人からの訴えが少ないのか検討しても良いのではないか。

（事務局）

アンケート調査の方が多いというのは、全国的な状況ではあるが、実は、本県がアンケート調査も含めて、子どもからこうしたSOSが出せるということを全部合わせた割合が

現在66.2%だが、平成25年度時点では40%位であった。

教員が発見するとか保護者が連絡してくれるというのが多かったが、子ども達からSNSが出せるというのは、年々増加している。

(D委員)

なかなか声に出せないなかで、電話相談を24時間対応されているが、前回の委員会でSNSを利用したLINEの相談事業を始めたということで、今年度も効果検証も含めて継続とのことだが、事業実施してどうだったのか状況を説明いただきたい。

非常に関心のある事業である。

(事務局)

LINEの相談件数は、昨年度が8月21日から10月19日までで中学・高校及び特別支援学校の中学・高等部の生徒を対象に60日間で333件あり、1日平均では約5.5件になる。

同時期の電話相談と比較すると、電話相談は保護者からの相談が圧倒的に多く、子どもからの相談と比較すると約10倍多い状況である。

また、SNSは3時間、電話相談は24時間相談を受付しているが、それで同じ60日を比較すると約10倍の相談件数があった。

今年度は期間を少し延長し10月31日までの72日間実施し、520件の相談があったところ。今年はリピーターが増えており、毎日相談してくる子どももいた。

相談内容では、今年度は「心身の健康・保健」の相談が一番多く、次に「友人関係」、「学業・進路」それから「恋愛」、「家庭環境」に次いで「いじめ」となっており、いじめの相談は8件であった。子ども達にとっては、比較的ハードルが低いというか、対面したり自分で声を出して相談することに比べると相談しやすいのではないかと考えている。

(D委員)

予算の関係もあると思うが、できる限り継続するようお願いしたい。

(A委員)

いじめの相談が8件ということだが、その相談に対して何か対応をしたのか、助言で終わるのか。そのあたりを教えてもらいたい。

(事務局)

SNS相談をする際に、事前に重大事案別でA B C Dの4段階に分けており、Aに当たるものが緊急度が高い、例えば自死予告であったり酷いいじめや虐待を受けている事案の場合は、即時警察等へ通報することとしている。

それに対してBは、本人が関係機関や学校に連絡して欲しいと望んでいるような事案であり、Cは、今すぐ緊急性はないが学校の先生には連絡して欲しいという事案。

そしてDに当たるものは、相談だけで「スッキリした」、「大丈夫です」といった返信が返ってきたもの。いじめに関する相談は、昨年度も今年度も全てDということで、緊急性があるものは無かった。

(A委員)

SNSのいじめ相談では緊急性が無かったということで、安心した。

(山下会長)

非常に勉強になる。いじめ問題等対策室で非常に細やかに対応している。

(C委員)

近年、いじめの件数が増えているというより、いじめが当事者達以外の人に認知された数が増えているからであり、いじめの件数は以前とあまり変わらないと思う。

だから、いじめが報告されているのは認知が徹底されているからであり、徳島県で認知件数が横ばいなのは、これまで全国に先駆けて対策してきた結果ではないかと思う。

また、心の相談のSNS活用は、すごくいい工夫だと思うが、相談してスッキリするぐらいのことは、まずは担任の先生が聞くべきではないかと思う。

子どもが担任の先生に相談しても、先生が忙しくて聞いてくれないとか、相談したけど何かちょっと感じが違ったとかで、見も知らぬところに相談をする。

自分の学校の身の回りの大人だけでは解決が難しい場合に、連絡をする場所が周知されているのは、子ども達にとっては凄く安心感にもつながっていると思う。

(事務局)

子ども達の相談を受けてくれる機関というのが、教育委員会以外にも、法務局の子どもの人権110番であったり、警察のいじめホットライン、民間団体の自殺予防協会やチャイルドラインなど、あらゆるところが対応してくれている。

子ども達がその中からピックアップして相談ができる状態になっている訳だが、本来なら担任や教員が、子どもの相談をもっともっと受け入れることができるのが一番いい状況であると考えている。

本県では、各大学の先生方の協力もいただき、スクールカウンセラーに傾聴・共感・受容といった子ども達の話をしっかり聴くスキルを教職員が高められるように、各学校にスクールカウンセラーを配置している。

積極的に校内研修の中で教職員の相談力を高める研修をして欲しいということで、今年度から力を入れているところ。

まだまだ十分ではないかと思うので、今後も力を入れていきたい。

(山下会長)

学校の先生やスクールカウンセラーと色々話し合う機会があり、意見を聞くが、一点目は教師は凄く多忙を訴えている。

だから、あの子が凄く気になっている「凄い」となったら別だけれども、気になるぐらいだと「気になるが簡単な声かけぐらいしか出来ない」ということで、多忙を非常に感じる。

それで、傾聴相談力は大事だけれども、それ以前の雑談でもいいと言っている。

雑談でも「聞きましょう」となるとお互い大変なので、雑談で声かけみたいなものが大事ということを教師に話をすることがある。

それから2点目が、忙しい忙しいと言いながら、やっぱりスクールカウンセラーと一緒に話し合うとか、そういう機会がある学校は情報共有ができる。

その時に、情報共有の場で何かしっかり資料を作るとかになると大変だから、場合によっては資料無しでいいよと。

とにかく、お互いが、あの子の事が何か気になるとか、そういう共有をまず始めてもら

ったらということ。

三点目が、今やっぱり弁護士が非常に期待されている。学校の先生とかスクールカウンセラーは、子ども同士は自分達がという意識があるが、要は保護者対応をどうしたらいいのか、そこのところを悩んでいて、弁護士が入ってきてくれるのは非常にありがたい、そんな事が言われている。

（事務局）

雑談に関しては、大変重要と感じている。

昨年度、SNS相談の検証をしたところ、LINEでメッセージを送ってきて、最初は単なる雑談で、最初は悩みは何にも無く世間話から入った。

だが、自分の悩みを途中から打ち明け始めて、最後は結構深刻な悩みを持っていたんだということが分かってきた。そういった事例もあった。

スクールカウンセラーからも、そういった話を聞いたことがある。

日頃から、多忙とはいえ雑談を子ども達と交わしていくことが、子ども達の悩みを引き出すことに繋がるのではないかということは大変感じている。

そして、スクールカウンセラーの活用ということで、スクールカウンセラーに学校のケース会議や生徒指導の共通理解の中に入れてもらうケースが以前より随分と増えている。

また、いじめ対策組織というものを各学校に設けており、いじめを疑う事案があった場合、そこで協議をした上で、学校として方針を決めて全教職員の共通理解のもと、被害児童生徒を全員で守っていこう、加害児童生徒を指導していこうという体制をとっている。

基本的には、対策組織の中にスクールカウンセラーを、どの学校も入れて欲しいということだが、全てにスクールカウンセラーがいる訳ではないため、参加はできないが、参加できる場合には、できるだけ参加してもらいケース会議で心理面からアドバイスをいただいたりしている。

それから、スクールロイヤーについて、本県ではいじめの予防授業であるとか、具体的ないじめ事案について、相談をさせてもらっている。相談件数が増加しており、学校だけで解決が難しい事案もある。

当然、いじめであるため、被害児童生徒そして、その保護者に寄り添った対応をすることが基本としてあるが、なかなか加害児童生徒及び保護者、被害児童生徒及び保護者の両者が納得をして解決することが難しい状況が生じる場合が増えてきている。

そういう場合に、スクールロイヤーの方に学校としてはここまで、ここから先は保護者同士で相談するとか、適切なアドバイスをいただくことで解決に導かれた事案もあり、大変助かっている。

（A委員）

スクールソーシャルワーカーの配置で、学校から、もう少し時間をもらえないかと言われることがある。要望すればもう少し配置をしてもらえるのかどうか。

（事務局）

スクールソーシャルワーカーについては、市町村への配置ということで進めているが、今現在、24市町村のうち20市町村まで配置が完了したところであり、出来るだけ早くまずは24市町村全てに配置ができる体制を整えなければいけないと考えている。

家庭支援とか虐待防止、家庭の貧困の問題など、あらゆる面で必要とする場面が増えていくと思うので、まずは24市町村全てへの配置を進めたいと考えている。

（山下会長）

アンケートで記名式のときに色々な配慮が必要だと思うが、具体的にどの様なことを考え、あるいは実施されているのか教えてもらいたい。

（事務局）

学校によってであるが、記名式のアンケートをする際には、細かなところでは机の距離を十分に空けてテストのような状態で行ったり、封筒に入れて提出するような配慮をしたり、家庭に帰って書いてきて封筒に入れて提出をすることに加えて、保護者の方にも気になることは無いかということで、保護者の方にも併せてアンケートを実施している学校もある。

（山下会長）

今話のあった配慮が必要だが、当然やっているだろうと思っていても、中には配慮が欠ける恐れもあるので、どこかでチェックする、あるいは、しつこくてもアンケートを取る時に注意して欲しいといったことを、校長又は生徒指導担当者に通達をしてもらいたい。

（事務局）

～資料２の説明～

（山下会長）

いじめの重大事態の調査報告書そのもの自体は、誰でも閲覧は可能か。

（事務局）

都道府県の一部では公表されているところもあるが、対応については個人情報が含まれる部分もあることから一律ではない状況となっている。

このため、重大事態については文部科学省において、取りまとめた上で公表できるものを一覧表にしていこうとしている。

（山下会長）

文部科学省の公表資料は詳しいものになるのか、若しくは簡単なものになるのか。

（事務局）

文部科学省のいじめ防止対策協議会の議事録を確認したところ、公表資料をどの様な内容や分析結果にすればいいのかという議論がされている。

いじめの重大事態は自殺や不登校によってケースが異なることから、それぞれのケースごとに細かく分析すべきではないかということで、各調査報告書を分析していくという方針が示されたところ。

今後、調査報告書の分析を行うなかで、より具体的な分析が進められるのではないと思う。事務局として、調査報告書の分析状況を確認するとともに、各都道府県の状況も調査するなどしたいと考えている。

（山下会長）

事務局だけでなく、大学とか色々な機関と協力していくのも一つの方法かも知れない。

(事務局)

教育委員会と私立学校を所管している総務課とも連携しながら、進めていきたい。

(B 委員)

個別事案分析のイメージについて、これはどういう形で周知なり公表されるのか。

(事務局)

文部科学省から各教育委員会等に文書やメールでの周知、全国の担当者会議での周知がされることになると思われる。

(B 委員)

例えば資料にあるような表裏 2 枚程のものが、何件も出てくることになるのか。

(事務局)

配付資料を一つのイメージとして整理を検討するとのことであり、最終的にどの様に整理されるかは確定していない。

(B 委員)

事案別に整理することになれば膨大な資料となり、全部確認するのは大変ではないか。

(事務局)

個別のケースでどういう問題があったのかを確認し、資料が膨大になれば全体の分析結果をまとめて整理することができると考えている。

現在は、重大事案の公表件数が少ないため、多くの事案を調査・分析することが必要であると考えており、その資料の一つとして活用していきたい。

(事務局)

事案を類型化していかなければ、データが単に増えるだけになってしまうので、国も考えていると思うが、事案ごとでイメージしやすいように類型化し、事案の検索をしたり、傾向を探ったりできるようにしていきたい。

(山下会長)

アーカイブみたいなものができれば、すごく有効なものになると思う。

――― これより非公開につき省略 ―――